

第2 道路技術基準

細目次

1	道路計画の基準	111
2	道路維持・管理担当係の手続	112
3	道路維持担当係	114
(1)	図面の作成	114
(2)	道路構造基準	114
4	道路管理担当係	115
(1)	市道区域証明願等の提出	115
(2)	既存市道境界標示物及び公共基準点に影響がある場合	115
(3)	境界石の埋設	115
(4)	道路占用許可申請書の提出	116
(5)	自費工事承認願の提出	116
(6)	拡幅前の市境界石の位置の復元	116
(7)	市に譲渡する土地の分筆	116
5	指導担当課に提出する図書	116
6	道路構造標準図	117
(1)	道路計画平面図（Ⅰ）	117
(2)	道路計画平面図（Ⅱ）	117
(3)	道路計画平面図（Ⅲ）	118
(4)	道路計画縦断面図	119
(5)	道路標準断面図（Ⅰ）	120
	道路標準断面図（Ⅱ）	121
(6)	舗装標準構造図	121
(7)	街きょ標準図	122
(8)	境石工標準図	123
(9)	歩道切下げ舗装構造基準	124
(10)	歩道切下げ標準図	125
(11)	歩道切下げ構造図	130
ア	正面構造図	130
イ	すり合わせ構造図	131
ウ	乗入れ部構造図	132
(12)	歩行者横断部構造図	133
(13)	L型雨水浸透柵標準図	139

(14) 道路用雨水浸透施設標準構造図（Ⅰ）	140
(15) 道路用雨水浸透施設標準構造図（Ⅱ）	141
(16) 開発事業に伴う雨水管施設移管図	142
7 道路区域標準図	144
(1) 確定図	144
(2) 境界石標準図	146

第2 道路技術基準

1 道路計画の基準

- (1) 事業区域に接する公道等の原道幅員が、6 m未満の場合は、原道の中心線から水平距離で3 m後退して整備し、拡幅された用地及び工作物を市に無償譲渡すること。ただし、公道等が立川市道路整備基本計画に定められた幹線道路、地区幹線道路、街区幹線道路及び生活道路拡幅計画事業における整備優先路線で、原道幅員が6.5 m未満であるときは、原道の中心線から水平距離で3.25 m後退して整備し、拡幅された用地及び工作物を市に無償譲渡すること。この場合において、公道等の一方ががけ地、用水路、鉄道敷等で後退できないときは、それらの境界から事業区域側に水平距離で6 m又は6.5 m後退すること。
- (2) 事業区域が既に開発行為、道路位置指定、市街地開発事業その他これらに類する事業が行われた区域内で街区の形態が整備されている区域であるときは、公道等の拡幅の規定は適用しない。
- (3) 公道等の拡幅をするときは、舗装前に公共施設等を移設すること。
- (4) 道路は、道路構造基準により整備すること。
- (5) 道路が同一面で交差、接続又は屈曲をする場合（道路構造令第27条第2項に規定するところによる。）には、隅角をはさむ2辺の長さを等しくして、次の隅角の角度に隅切りを整備する。この場合において、公道及び公道に準ずる道路に隅切りするものについては、用地及び工作物を市に無償で譲渡するものとする。

(単位：m)

道路幅員 角度(度)	4.5m			5m			6～6.5m			6.5～8m			8m以上		
	90	60	120	90	60	120	90	60	120	90	60	120	90	60	120
	前後	以下	以上	前後	以下	以上	前後	以下	以上	前後	以下	以上	前後	以下	以上
4.5m	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4	2
5m	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4	2	3	4	2
6～6.5m	3	4	2	3	4	2	3	5	3	3	5	3	3	5	3
6.5～8m	3	4	2	3	4	2	3	5	3	3	5	3	3	5	3
8m以上	3	4	2	3	4	2	3	5	3	3	5	3	3	6	4

- (6) (5)の場合において、歩道の幅員が2メートル以上確保されている道路に接続するときは、隅切りの長さは、当該道路の幅員にかかわらず、2メートルまで緩和できる。
- (7) 大規模開発事業以外の実施事業で設けられた道路であって、かつ、物理的理由により接続する道路の両側に隅切りを整備することができないと市長が認める場合は、(5)の規定にかかわらず、当該接続する道路の片側に同項に規定する基準による隅切りに1メートルを加えた長さの隅切りを整備すること。

※ 要綱 第18条（公道等の拡幅）（23 ページ参照）

第19条（公共施設等の移設）（24 ページ参照）

第20条（道路の整備）（24 ページ参照）

- 第 21 条（道路の隅切り）（25 ページ参照）
 第 31 条（交通安全施設の整備）（28 ページ参照）
 第 39 条（電柱等の位置）（31 ページ参照）
 細則 第 23 条（道路の舗装及び側溝の設置）（48 ページ参照）
 第 24 条（歩道の切下げ）（48 ページ参照）

2 道路維持・管理担当係の手続

◇：道路維持担当係 ◆：道路管理担当係

要 綱 の 事 務 手 続	事 業 者 手 続	◇道路維持 担当係	◆道路管理 担当係
開発事業に 係る指導担 当課協議事 項一覧表	◇◆事前相談、協議	事前相談、協議、 指示	事前相談、協議、 指示
	◇現況道路の測量（高さ等） ◇現況道路の写真撮影 ◇道路計画平面図、道路施設構造図の 作成 ◇図面を持参し、協議	協議、確認	
	◆現況道路の測量（区域等） ◆「市道区域証明願」の提出 ◆「市道区域証明書」の受領 ◆境界石の埋設について協議 ◆求積図（座標値入り）、境界石埋設 位置図の作成		受理 現場確認 「市道区域証明 書」の交付 協議
開発事業計画 審査依頼書	提出	審査	審査
開発事業計画 審 査 結 果 通 知 書	受領 ◇◆協議	協議	協議
開発事業計画協 議 書	提出 協議確認書の受領	確認	確認
	◆「道路占用許可申請書」、「自費工事 承認願」の提出 ◆「道路占用許可書」、「自費工事承認 書」の受領 ◆「公共基準点及び境界標の一時撤去 の承認申請書」等の提出 ◆「公共基準点及び境界標の一時撤去 の承認書」の受領		確認、受理 「道路占用許可書」、 「自費工事承認書」 の交付 確認、受理 「公共基準点及び 境界標の一時撤去 の承諾書」の交付

要 綱 の 事 務 手 続	事 業 者 手 続	◇道路維持 担当係	◆道路管理 担当係
工事着手届	提出 ◇街きょ工事 ◆境界石の埋設	確認	確認
路床検査依頼	◇路床検査 ◇路盤工事	検査	
路盤・下水道 施設検査 依頼	提出 ◇路盤検査 ◇表層工事 ◆拡幅前の市境界石等の位置の復元	確認 検査	
完了届兼 完了検査 依頼書	提出 ◇◆完了検査 ◇◆指導担当課に提出する図書につ いて協議 ◆分筆手続 ◇◆指導担当課へ図書の提出	確認 検査 協議 確認、受理	確認 検査 協議 確認、受理

- (1) 道路については、道路構造を担当する道路維持担当係及び道路区域を担当する道路管理担当係がそれぞれの指導を行う。
- (2) 「道路維持・管理担当係の手続」は標準的なものであり、事業計画の内容により手続が異なるので注意すること。
- (3) 市が管理する道路以外の道路に接続する道路を新設又は拡幅する場合は、道路維持担当係と協議すると同時に、おのこの道路管理者と協議すること。

事業区域が市が管理する道路以外の道路に接する場合も、境界確定等について、おのこの道路管理者と協議すること。

※ 要綱 第5条（事務手続及び検査）（19 ページ参照）

様式 （51 ページ参照）

別表（添付図書）（83 ページ参照）

提出図書等について（227 ページ参照）

検査について（239 ページ参照）

3 道路維持担当係

(1) 図面の作成

- ア 図面の作成については、現況道路の写真を持参し、道路維持担当係と協議すること。
- イ 道路計画平面図、道路施設構造図等の図面は、現況道路の測量後に作成すること。
- ウ 現況道路の測量は、事業区域に接する範囲及び事業区域の両端から 5m の範囲の現況道路の縦横断測量を、左・中・右の 3 点で、5m ごとに行うこと。

(2) 道路構造基準

道路は、原則として、次の基準により施工すること。

ア 縦断勾配

縦断勾配は、0.4% 以上になるように施工すること。止むを得ない事情がある場合には、縦断勾配は最低 0.3% 以上を確保すること。

イ 横断勾配

横断勾配は、1.5%～2.0% の範囲で施行すること。横断勾配の標準は、1.5% とする。

ウ 雨水ます

- (ア) 雨水ますは、25m の間隔を標準として、設置すること。
- (イ) 雨水ますは、原則として、標準図（浸透式）で施工すること。
- (ウ) 既設雨水ますは、事業計画に影響がある場合は、移設すること。

エ 側溝

- (ア) 側溝は、原則として、街きょ標準図（103.5 型）で施工すること。
- (イ) 街きょます（L 型汚水ます、雨水ます）間の中央部には、伸縮目地を入れること。
ただし、街きょますの間が 10m 未満の場合は、伸縮目地を省略することができる。
- (ウ) 公道等と市に譲渡する新設道路が接続する箇所は、街きょを切開きで施工すること。
- (エ) 公道等と事業者管理の新設道路が接続する箇所は、街きょを切下げで施工すること。
- (オ) 車両の出入口は、街きょを切下げで施工すること。

オ 歩道

歩道は、標準図で施工すること。

カ 歩道の切下げ

- (ア) 歩道のある公道等に車両の出入口を新設又は道路を接続する場合等は、原則として歩道を切下げで施工すること。
- (イ) 歩道の切下げは、歩道切下げ舗装構造基準で施工すること。

キ 舗装止

公道等の拡幅部及び新設道路の端は、街きょ又は境石で施工すること。

ク 舗装構造

舗装は、原則として、舗装標準構造図で施工すること。

ただし、現道が中級舗装以上の道路については、現道舗装断面と同等以上の構造とする。

ケ 表層の影響範囲

- (ア) 表層の影響範囲の幅は、原則として、舗装の厚さ（舗装標準構造の場合は 300 mm）

とする。

ただし、その影響範囲の端から舗装絶縁線までが、道路横断方向で1.2m以下、縦断方向で5.0m以下の場合は舗装絶縁線までを影響範囲とするが詳細は現地立会とし、全面復旧となる場合がある。

(イ) 表層の影響範囲が重複又は近接している場合は、工事を行った事業者間で調整をして、表層を施工すること。

※ 要綱 第18条（公道等の拡幅）（23 ページ参照）

第19条（公共施設等の移設）（24 ページ参照）

第20条（道路の整備）（24 ページ参照）

第21条（道路の隅切り）（25 ページ参照）

第31条（交通安全施設の整備）（28 ページ参照）

細則 第23条（道路の舗装及び側溝の設置）（48 ページ参照）

第24条（歩道の切下げ）（48 ページ参照）

別表（添付図書）（83 ページ参照）

提出図書等について（227 ページ参照）

検査について（239 ページ参照）

4 道路管理担当係

道路管理担当係との協議及び手続は、要綱の手続及び道路管理上の手続を平行して行うこととなるので注意をすること。

(1) 市道区域証明願等の提出

市道区域証明願は、事業区域が市道等に接する場合に道路管理担当係へ提出し、その証明書の写しを開発事業計画審査依頼書に添付すること。

また、事業区域が、都道に接する場合は、道路管理者へ公道の道路区域証明願を提出し、その証明の写しを開発事業計画審査依頼書に添付すること。

なお、事業区域が法定外公共物（水路等）に接する場合は、道路管理担当係と十分に協議すること。

(2) 既存市道境界標示物及び公共基準点に影響がある場合

工事着手までに、公共基準点及び境界標の一時撤去の承認申請、付近での工事施工届出の協議・手続を行うこと。

(3) 境界石の埋設

ア 市に譲渡する施設（道路、公園等）の土地の境界には、その区域を明確にするため、市の指定する境界石を必ず埋設すること。

イ 境界石の埋設位置等については、公園等の境界石の埋設を含めて、道路管理担当係と協議すること。

協議終了後、道路に関する境界石埋設位置図（土地利用計画図に境界石の位置等を明記）を作成し、道路管理担当係に提出すること。

(4) 道路占用許可申請書の提出

ア 道路占用許可申請書は、市道等の区域内に道路の占用を必要とする施設を新設または変更する場合等に道路管理担当係へ提出すること。

イ 道路を占用する施設により、道路占用許可申請書の提出手続等が異なるので、各施設の指導担当課の指示に従うこと。

(5) 自費工事承認願の提出

自費工事承認願は、市道等の歩道の切り下げ、防護さくの移設等を行う場合に道路管理担当係へ提出すること。工事完了後速やかに、自費工事完了届を提出すること。

(6) 拡幅前の市境界石等の位置の復元

拡幅前の市境界石等の位置は、完了検査前に道路管理担当係と協議をして、復元をしておくこと。

(7) 市に譲渡する土地の分筆

ア 市に譲渡する土地は、道路管理担当係と協議をして、分筆図等を作成し、分筆をすること。

イ 分筆手続は、原則として、完了検査後に行うこと。

ウ 市に譲渡する土地の登記に関する図書は、分筆後に開発指導担当課に提出すること。

※ 要綱 第 18 条（公道等の拡幅）（23 ページ参照）

第 21 条（道路の隅切り）（25 ページ参照）

別表（添付図書）（83 ページ参照）

提出図書等について（227 ページ参照）

検査について（239 ページ参照）

5 指導担当課に提出する図書

市に譲渡する道路があるときは、完了検査後速やかに確定図、分筆後の公図及び地積測量図、開発事業に伴う雨水管施設移管図等をそれぞれ道路管理・維持担当係の確認を受け、提出すること。

※ 提出図書等について（227 ページ参照）